

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	:	次亜塩素酸ナトリウム溶液
SDS コード	:	C4-07
供給者の会社名称	:	
林純薬工業株式会社		
住所	:	大阪府大阪市中央区内平野町 3 丁目 2 番 12 号
電話番号	:	06-6910-7305
E-mail	:	shiyaku_kikaku@hpc-j.co.jp
URL	:	https://direct.hpc-j.co.jp/
緊急連絡電話番号	:	06-6910-7305
推奨用途	:	試験研究用
使用上の制限	:	人体又は動物用の医薬品、食品、家庭用品、化粧品等には使用しない事

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

物理的危険性	爆発物	分類できない	
	可燃性ガス	区分に該当しない	
	エアゾール	分類できない	
	酸化性ガス	区分に該当しない	
	高圧ガス	区分に該当しない	
	引火性液体	分類できない	
	可燃性固体	区分に該当しない	
	自己反応性化学品	分類できない	
	自然発火性液体	分類できない	
	自然発火性固体	区分に該当しない	
	自己発熱性化学品	分類できない	
	水反応可燃性化学品	分類できない	
	酸化性液体	分類できない	
	酸化性固体	区分に該当しない	
	有機過氧化物	分類できない	
	金属腐食性化学品	区分 1	
	鈍性化爆発物	区分に該当しない	
	健康有害性	急性毒性 (経口)	区分に該当しない
		急性毒性 (経皮)	区分に該当しない
		急性毒性 (吸入: 気体)	区分に該当しない
急性毒性 (吸入: 蒸気)		分類できない	
急性毒性 (吸入: 粉じん、ミスト)		分類できない	
皮膚腐食性/刺激性		区分 1	
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性		区分 1	
呼吸器感作性		分類できない	
皮膚感作性		区分に該当しない	
生殖細胞変異原性		区分に該当しない	
発がん性		区分に該当しない	
生殖毒性		分類できない	

環境有害性	特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分に該当しない
	特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	分類できない
	誤えん有害性	分類できない
	水生環境有害性 短期(急性)	区分 1
	水生環境有害性 長期(慢性)	区分 1
	オゾン層への有害性	分類できない

絵表示
(GHS JP)



GHS05



GHS09

- 注意喚起語 (GHS JP) : 危険
- 危険有害性 (GHS JP) : 金属腐食のおそれ (H290)
重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷 (H314)
長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性 (H410)
- 注意書き (GHS JP)
- 安全対策 : 他の容器に移し替えないこと。(P234)
粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。(P260)
取扱い後は手、前腕および顔をよく洗うこと。(P264)
環境への放出を避けること。(P273)
保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。(P280)
- 応急措置 : 飲み込んだ場合: 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。(P301+P330+P331)
皮膚(又は髪)に付着した場合: 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水で洗うこと。(P303+P361+P353)
吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
直ちに医師に連絡すること。(P310)
汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。(P363)
物的被害を防止するためにも流出したものを吸収すること。(P390)
漏出物を回収すること。(P391)
- 保管 : 施錠して保管すること。(P405)
耐腐食性/耐腐食性内張りのある耐腐食性容器に保管すること。(P406)
- 廃棄 : 内容物/容器を国際、国、都道府県又は市町村の規則に従って廃棄すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

- 化学物質・混合物の区別 : 混合物
- 別名 : アンチホルミン

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS RN
			化審法番号	安衛法番号	
次亜塩素酸ナトリウム	有効塩素量 ≥5%	NaClO	(1)-237	既存化学物質	7681-52-9
水	残部	H2O	-	-	7732-18-5

上記濃度又は濃度範囲は、規格値ではありません。
上記濃度又は濃度範囲に記載の%は、個別表記があるものを除き、全て重量%となります。

4. 応急措置

応急措置

- 吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
直ちに医師に診断／手当てを受けること。
- 皮膚に付着した場合 : 汚染された衣類を直ちに全て脱ぐこと。
多量の水と石鹼で優しく洗うこと。
直ちに医師に診断／手当てを受けること。
- 眼に入った場合 : 眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用してい
て容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
直ちに医師に診断／手当てを受けること。
- 飲み込んだ場合 : 無理に吐かせないこと。
水を大量に飲ませる。
口をすすぐこと。
直ちに医師に診断／手当てを受けること。

5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 : 水噴霧、耐アルコール泡消火剤、乾燥粉末消火剤、二酸化炭素、砂
- 使ってはならない消火剤 : 強い水流は使用しない。
- 爆発の危険 : 加熱により、容器が爆発するおそれがある。
- 火災時の危険有害性分解生成物 : 火災時に刺激性もしくは有毒なフュームまたはガスを発生する。
- 消火方法 : 着火した場合、初期消火は、火元(燃焼源)を断ち、適切な消火剤を用いて一挙に
消火する。
周辺火災の場合、移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。
移動不可能な場合、容器及び周囲の設備等に散水し、冷却する。
消火に使用した水が環境中に流出しないようにする。
消火後も大量の水を用いて容器を冷却する。
- 消火時の保護具 : 消火作業の際は、空気呼吸器を含め防護服(耐熱性)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置

- 一般的措置 : 立ち入る前に、密閉された場所を換気する。
関係者以外の立ち入りを禁止する。
直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
作業の際には、吸い込んだり、眼、皮膚及び衣類に触れないように、必ず適切な
保護具を着用し、風下で作業行わない。

環境に対する注意事項

- 環境に対する注意事項 : 環境への放出を避けること。
下水道や公共用水域への侵入を防ぐ。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

- 浄化方法 : 漏出は、吸収剤を使用してできるだけ素早く回収する。
できるだけ液体漏出物は密閉容器に回収する。
回収跡は多量の水で洗い流す。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

- 技術的対策 : 吸い込んだり、眼、皮膚及び衣類に触れないように、適切な保護具を着用して作業
する。
漏れ、あふれ、飛散しないように取扱い、ミスト、蒸気の発生を少なくし、換気を十分
にする。

安全取扱注意事項	: この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。 取扱い後はよく手を洗いうがいをする事。 作業所の十分な換気を確保する。 接触、吸入又は飲み込まないこと。
接触回避	: 長時間または反復の暴露を避ける。
保管	
安全な保管条件	: 施錠して保管すること。 直射日光を避け、換気の良い場所に保管する。火気、熱源より遠ざける。 容器には通気孔付の蓋を使用し、(タンクの場合にはベント管を設け)完全密閉の状態にしないようにする。 耐腐食性/耐腐食性内張りのある耐腐食性容器に保管すること。
安全な容器包装材料	: 内圧調整栓付容器。
技術的対策	: 適用法令を遵守する。
保管温度	: 冷暗所保管

8. ばく露防止及び保護措置

設備対策	: 取扱場所での発生源の密閉化、または局所排気装置、全体換気装置の設置。取扱い場所の近くに安全シャワー、洗眼設備を設け、その位置を明瞭に表示する。
保護具	
皮膚及び身体の保護具	: 不浸透性前掛け、不浸透性作業衣、不浸透性長靴
眼の保護具	: 保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)
手の保護具	: 不浸透性保護手袋
呼吸用保護具	: ハロゲンガス用防毒マスク

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	: 液体
外観	: 液体
色	: 無色 ~ 淡い緑黄色
臭い	: 特異臭
pH	: 12 - 14
融点	: データなし
凝固点	: データなし
沸点	: データなし
引火点	: データなし
自然発火点	: データなし
分解温度	: データなし
可燃性	: データなし
蒸気圧	: データなし
相対密度	: データなし
密度	: 1.20 g/cm ³ (20°C)
相対ガス密度	: データなし
溶解度	: データなし
n-オクタノール/水分配係数(Log Pow)	: データなし
爆発限界 (vol %)	: データなし
動粘性率	: データなし
粒子特性	: データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	: データなし
化学的安定性	: 徐々に分解して、有効塩素量が低下する。
危険有害反応可能性	: 酸との接触で分解し、有毒で腐食性の塩素ガスなどを生じる。強力な酸化剤であり、可燃性物質や還元性物質と反応する。多くの金属に腐食性を示し、引火性/爆発性気体(水素ガス)を発生する。
避けるべき条件	: 日光、熱、酸、可燃性物質、還元性物質、金属との接触。
混触危険物質	: 酸、可燃性物質、還元性物質、金属
危険有害な分解生成物	: 塩化水素、塩素、酸素、水素、ナトリウム酸化物

11. 有害性情報

製品として	
急性毒性(経口)	区分に該当しない
急性毒性(経皮)	区分に該当しない
急性毒性(吸入)	蒸気:分類できない 気体:区分に該当しない 粉じん、ミスト:分類できない
皮膚腐食性/刺激性	区分 1
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分 1
呼吸器感受性	分類できない
皮膚感受性	区分に該当しない
生殖細胞変異原性	区分に該当しない
発がん性	区分に該当しない
生殖毒性	分類できない
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分に該当しない
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	分類できない
誤えん有害性	分類できない
次亜塩素酸ナトリウム	
急性毒性(経口)	【分類根拠】(1)~(3) より、区分に該当しないとした。【根拠データ】(1) 水溶液(有効塩素濃度 12.5%)でのラットの LD50: 雄: 5,230 mg/kg (REACH 登録情報 (Access on October 2020))(2) 水溶液(有効塩素濃度 12.5%)でのラットの LD50: 8,830 mg/kg (AICIS (旧 NICNAS) IMAP (2014), EURAR (2007))(3) 水溶液(有効塩素濃度 5.25%)でのラットの LD50: 13,000 mg/kg (EURAR (2007))
急性毒性(経皮)	【分類根拠】(1)、(2) より、区分に該当しないとした。【根拠データ】(2) 水溶液(有効塩素濃度 5.25%)でのラットの LD50: > 2,000 mg/kg (AICIS (旧 NICNAS) IMAP (2014), EURAR (2007))(3) 水溶液(有効塩素濃度 12.5%)でのウサギの LD50: > 20,000 mg/kg (REACH 登録情報 (Access on October 2020))
急性毒性(吸入:気体)	【分類根拠】GHS の定義における液体であり、区分に該当しない。
急性毒性(吸入:蒸気)	【分類根拠】データ不足のため分類できない。
急性毒性(吸入:粉じん、ミスト)	【分類根拠】(1) からは区分を特定できず、分類できないとした。なお、(2) よりミストとして mg/L を単位とする基準値を適用した。【根拠データ】(1) ラットの LC0 (1 時間): > 10.5 mg/L (4 時間換算値: > 2.63 mg/L) (AICIS (旧 NICNAS) IMAP (2014), EURAR (2007))(2) 本物質の吸入ばく露はエアロゾルの場合のみ可能である (AICIS (旧 NICNAS) IMAP (2014), EURAR (2007))。
皮膚腐食性/刺激性	【分類根拠】(1)~(5) より、区分 1 とした。【根拠データ】(1) 本物質(原液)はウサギを用いた皮膚刺激性試験で腐食性を示し、皮膚刺激性インデックス (PII) は 5.08 であった。なお、水溶液も高濃度では腐食性を示す (EURAR (2007))。(2) 本物質の 5%~10%液は刺激性、10%以上で腐食性を示す (EURAR (2007))。(3) 本物質のウサギを用いた 24 時間適用による皮膚刺激性試験で、低濃度(有効塩素濃度 5.25%まで)では軽度刺激性、有効塩素濃度 12.5~12.7%では中等度から重度の刺激性を示す (AICIS (旧 NICNAS) IMAP (2014))。(4) 本物質のウサギを用いた皮膚刺激性試験で、有効塩素濃度 0.24~6%までまでの範囲で低濃度では軽度刺激性を示すが、最高濃度では腐食性を示す (AICIS (旧 NICNAS) IMAP (2014))。(5) 本物質は皮膚と眼に対して、刺激性及び腐食性を有する (GESTIS (Access on August 2020))。【参考データ等】(6) EU-CLP 分類で Skin Corr. 1B (H314) に分類されている (EU CLP 分類 (Access on October 2020))。

次亜塩素酸ナトリウム	
眼に対する重篤な損傷性／刺激性	【分類根拠】(1)~(4) より、区分 1 とした。【根拠データ】(1) 本物質は皮膚腐食性 (区分 1) に区分されている。(2) 市販の製品 (有効塩素濃度 12.5%) 及び 1/2 水希釈液はウサギを用いた眼刺激性試験 (ドレイズ法) で重度の刺激性を示し、最大刺激性スコア (MAS) はそれぞれ 60 及び 49 であった (EURAR (2007))。(3) 本物質は高濃度で、眼に対して腐食性を示す (AICIS (旧 NICNAS) IMAP (2014))。(4) 本物質は皮膚と眼に対して、刺激性及び腐食性を有する (GESTIS (Access on August 2020))。【参考データ等】(5) EU-CLP 分類で Eye Dam. 1 (H318) に分類されている (EU CLP 分類 (Access on October 2020))。
呼吸器感作性	【分類根拠】データ不足のため分類できない。
皮膚感作性	【分類根拠】(1)~(3) より、区分に該当しないとした。【根拠データ】(1) 本物質の OECD TG 406 に準拠したモルモットを用いた皮膚感作性試験 (ビューラー法、適用濃度 40%) で、陰性と報告されている (REACH 登録情報 (Access on September 2020))。(2) 本物質を 8% 含有する試料のモルモットを用いた皮膚感作性試験で感作性反応はみられていない (EURAR (2007)、AICIS (旧 NICNAS) IMAP (2014))。(3) 本物質と界面活性剤の混合液のモルモットを用いた皮膚感作性試験 (ビューラー法) で感作性はみられていない (EURAR (2007))。【参考データ等】(4) 225 人の接触皮膚炎患者へのパッチテストで 1 例のみ、本物質で陽性反応を示した (EURAR (2007))。(5) 69 人の接触皮膚炎患者へのパッチテストで陽性反応はみられていない。その他、20 人及び 40 人のヒトパッチテストの結果でも、明確な結果は得られていない (EURAR (2007)、AICIS (旧 NICNAS) IMAP (2014))。
生殖細胞変異原性	【分類根拠】(1)、(2) より、区分に該当しないとした。【根拠データ】(1) in vivo では、マウス腹腔内又は経口投与の骨髄を用いた小核試験で陰性、マウス経口投与の骨髄を用いた染色体異常試験で陰性、ラット経口投与の DNA 損傷試験で陰性の報告がある (EURAR (2007)、NTP TR392 (1992)、Patty (6th, 2012))。(2) in vitro では、細菌の復帰突然変異試験で陰性、陽性の結果、哺乳類培養細胞を用いた染色体異常試験で陰性、陽性の結果 (EURAR (2007)、NTP TR392 (1992))、姉妹染色分体交換試験で陽性の報告がある (EURAR (2007))。
発がん性	【分類根拠】(1)~(3) より、区分に該当しないとした。【根拠データ】(1) 国内外の分類機関による既存分類では、IARC で本物質を含む次亜塩素酸塩としてグループ 3 (IARC 52 (1991)) に分類されている。(2) 雌雄のラット及びマウスに本物質 (有効塩素濃度 14%) をラットは 104 週間、マウスは 103 週間飲水投与した発がん性試験において、腫瘍発生率の有意な増加はみられていない (IARC 52 (1991))。(3) 雌マウスに本物質 (有効塩素濃度 10%) を経皮適用した発がん性試験において、発がん性はみられていない (IARC 52 (1991))。
生殖毒性	【分類根拠】本物質のデータはないが、本物質は水溶液中で次亜塩素酸イオンとナトリウムイオンに解離すると考えられる。したがって、次亜塩素酸 (CAS 番号 7790-92-3) のデータを基に分類を行った。(1)~(3) より、概ね生殖影響はないと考えられるが、器官形成期のみ投与した発生毒性のデータがないことから、データ不足のため分類できないとした。【根拠データ】(1) ラットに次亜塩素酸を強制経口投与した 1 世代生殖毒性試験において、毒性の臨床徴候、血液学的変化、体重、精子数、精子運動性、精子形態、生殖器官の病理組織学的病変は認められず、受胎能、胎児生存率、同腹児数、胎児体重、開眼日、臍開口日に用量依存性の影響はみられていない (EURAR (2007)、AICIS (旧 NICNAS) IMAP (2014))。(2) 雌ラットに次亜塩素酸を交配前 2.5 ヶ月から妊娠期間中に飲水投与した試験において、母動物毒性、発生毒性はみられていない (EURAR (2007)、AICIS (旧 NICNAS) IMAP (2014))。(3) EURAR (2007) では、本物質のデータはない。しかし、次亜塩素酸や塩素を用いた動物試験結果について、データは限られているが、次亜塩素酸ナトリウムは次世代の発生または受胎能に有害な影響を及ぼすことを示唆する証拠はないという結論を導くことが可能と報告されている。同様に、塩素処理された飲料水を摂取している集団に関する疫学研究からも、そのような証拠は得られていないとしている (EURAR (2007))。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	【分類根拠】(1)、(2) より、区分 3 (気道刺激性) とした。消化器系への影響は本物質の刺激性によるものと考えられるため、採用しなかった。なお、新たな情報源の使用により、旧分類から分類結果を変更した。【根拠データ】(1) 本物質を含む薬剤にばく露されたヒトで、眼及び上気道刺激がみられた (EURAR (2007))。(2) 本物質を含む少量の塩素系漂白剤の誤飲は食道の炎症を引き起こす可能性があり、高濃度では上気道に重篤な損傷を引き起こし死に至ることがある (AICIS (旧 NICNAS) IMAP (2014))。【参考データ等】(3) 本物質から発生する塩素ガスによって喉に火傷や咳を引き起こす。高濃度ばく露は気道浮腫や閉塞性気管支炎につながる可能性があり、重篤な場合には非心

次亜塩素酸ナトリウム	
	臓性肺水腫が発生する可能性がある (IPCS PIM 495 (1998))。(4) 本物質を含む漂白剤を誤飲した 66 歳の女性 (誤飲量不明) が 4.5 時間後に心停止で死亡し、剖検では食道及び胃の粘膜びらん、食道胃接合部の穿孔、隣接する軟部組織の広範な壊死を認めたと (AICIS (旧 NICNAS) IMAP (2014))。(5) 本物質を誤飲すると吐き気、嘔吐を伴う胃腸の炎症がみられ、大量の摂取の場合では、胃の腐食性損傷、高塩素血症性アシドーシスを伴う高ナトリウム血症がみられる (IPCS PIM 495 (1998))。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	【分類根拠】(1)、(2) より次亜塩素酸ナトリウムの経口及び経皮経路の反復投与毒性は低いと考えられるが、吸入ばく露による呼吸器への影響が不明であるため、分類できないとした。情報源の情報を見直し、旧分類から分類結果を変更した。【参考データ等】(1) 本物質 (有効塩素濃度 14%) を用いた飲水投与試験では、ラット、マウスに 90 日間及び 2 年間投与した場合も摂水量低下に伴うものと考えられる体重増加抑制がみられたのみである (EURAR (2007)、SIAR (2006))。(2) モルモットに本物質の水溶液を 51 週間 (週 2 回) 経皮適用した試験で、投与に関連した影響はみられなかった (AICIS (旧 NICNAS) IMAP (2014)、EURAR (2007)、SIAR (2006))。
誤えん有害性	【分類根拠】データ不足のため分類できない。

12. 環境影響情報

製品として	
水生環境有害性 短期(急性)	区分 1
水生環境有害性 長期(慢性)	区分 1
残留性・分解性	データなし
生体蓄積性	データなし
土壌中の移動性	データなし
オゾン層への有害性	分類できない

次亜塩素酸ナトリウム	
水生環境有害性 短期(急性)	甲殻類(ニセネコゼミジンコ属の一種)の 24 時間 LC50 = 5 μ gFAC/L (EU-RAR, 2007) から、区分 1 とした。(FAC = free available chlorine)
水生環境有害性 長期(慢性)	慢性毒性データを用いた場合、本物質は無機化合物であり、急速分解性に関する適切なデータは得られておらず、魚類の 134 日間 NOEC = 5 μ gTRC/L (EU-RAR, 2007) であることから、区分 1 となる。慢性毒性データが得られていない栄養段階に対して急性毒性データを用いた場合、本物質は無機化合物であり、急速分解性に関する適切なデータは得られておらず、甲殻類(ニセネコゼミジンコ属の一種)の 24 時間 LC50 = 5 μ gFAC/L (EU-RAR, 2007) であることから、区分 1 となる。以上の結果から、区分 1 とした。(TRC = total residual chlorine, FAC = free available chlorine)

13. 廃棄上の注意

- 化学品 (残余廃棄物) : 都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に、内容を明示して処理を委託する。
- 汚染容器及び包装 : 容器の内容物を完全に除去してから廃棄する。
空容器は地域の条例に準拠してリサイクル、再利用または廃棄する必要がある。

14. 輸送上の注意

国際規制

海上輸送(IMDG)

- 国連番号 (IMDG) : 1791
- 正式品名 (IMDG) : HYPOCHLORITE SOLUTION
- 容器等級(IMDG) : II
- 輸送危険物分類 (IMDG) : 8
- 危険物ラベル (IMDG) : 8
- クラス(IMDG) : 8
- 特別規定 (IMDG) : 274、900

少量危険物(IMDG)	: 1 L
微量危険物(IMDG)	: E2
包装要件(IMDG)	: P001
特別包装規定 (IMDG)	: PP10
IBC 包装要件(IMDG)	: IBC02
IBC 特別規定(IMDG)	: B5
ポータブルタンク包装規定 (IMDG)	: T7
輸送特別規定-タンク(IMDG)	: TP2、TP24
積載区分 (IMDG)	: B
特性および観察結果 (IMDG)	: Liquid with chlorine odour. In contact with acids, evolves very irritating and corrosive gases. Mildly corrosive to most metals. Causes burns to skin, eyes and mucous membranes.
緊急時応急措置指針番号	: 154
航空輸送(IATA)	
国連番号 (IATA)	: 1791
正式品名 (IATA)	: Hypochlorite solution
容器等級 (IATA)	: II
輸送危険物分類 (IATA)	: 8
危険物ラベル (IATA)	: 8
クラス (IATA)	: 8
PCA 微量危険物(IATA)	: E2
特別管制区(PCA)少量危険物(IATA)	: Y840
特別管制区(PCA)数量限定物の最大積載量(IATA)	: 0.5L
PCA 包装要件(IATA)	: 851
特別管制区(PCA)最大積載量(IATA)	: 1L
CAO 包装要件(IATA)	: 855
貨物機専用(CAO)最大積載量 (IATA)	: 30L
特別規定(IATA)	: A3、A803
ERG コード (IATA)	: 8L
海洋汚染物質	: 該当
国内規制	
海上規制情報	: 船舶安全法の規定に従う。
航空規制情報	: 航空法の規定に従う。
緊急時応急措置指針番号	: 154
特別な輸送上の注意	: 運搬に際しては、容器の転倒、損傷、落下、荷崩れ等しないように積み込み、漏出のないことを確認する。

15. 適用法令

国内法令

労働安全衛生法	: 皮膚等障害化学物質等・皮膚刺激性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・4該当物質の一覧)
毒物及び劇物取締法	: 非該当
水質汚濁防止法	: 指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)
消防法	: 非危険物
海洋汚染防止法	: 個品運送P(施行規則第30条の2の3、国土交通省告示)有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)
外国為替及び外国貿易法	: 輸出貿易管理令別表第1の16の項
船舶安全法	: 腐食性物質(危規則第2、3条危険物告示別表第1)
航空法	: 腐食性物質(施行規則第194条危険物告示別表第1)
港則法	: その他の危険物・腐食性物質(法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	: 特別管理産業廃棄物(法第2条第5項、施行令第2条の4)
水道法	: 有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101号)
化学物質排出把握管理促進法(PRTR 法)	: 非該当

16. その他の情報

参考文献

- : 17423 の化学商品(化学工業日報社)
- 国際化学物質安全性カード(ICSC)
- 独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE)
- ERG2020 版 緊急時応急措置指針(日本規格協会)

その他の情報

- : この SDS は林純薬工業株式会社の著作物です。当該製品の化学物質製品を取り扱う事業者に対して提供するものであり、安全を保証するものではありません。現時点における該当化学物質の情報を全て検証しているわけではありません。当該化学物質について常に未知の危険性が存在するという認識で、製品運搬・開封から廃棄に至るまで、安全を最優先して使用者自己の責任においてご使用下さい。当該化学物質を使用する際は、使用者自ら安全情報を収集すると共に使用される場所・機関・国などの、法規制等については使用者自ら調査し最優先させてください。国または地方の規制についての調査は、当社としては行いかねますので、この問題については使用者の責任で処理願います。当該物質の日本語による SDS と他国言語にて翻訳された SDS が存在する場合、内容の相違があるなしに関わらず日本語で記述された文書が優先され他国言語による文書は参考文書とします。